許可番号　第　０１２２００４２５８１　号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　千葉県柏市増尾９４７番地７
氏　名　有限会社柏廃材処理センター
　　代表取締役　伊澤　幸雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第　１　４　条　第　６　項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事　　熊　谷　俊　人

許　可　の　年　月　日　　令和　８　年１０月２８日

許可の有効年月日　　令和１５年　９　月２１日

１　事業の範囲

⑴　事業の区分

焼却及び破砕による中間処理

⑵　産業廃棄物の種類

ア　焼却による中間処理に係るもの

(ｱ) 燃え殻、(ｲ) 汚泥、(ｳ) 廃油、(ｴ) 廃酸、(ｵ) 廃アルカリ、
(ｶ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(ｷ) 紙くず、(ｸ) 木くず、
(ｹ) 繊維くず、(ｺ) 動植物性残さ、(ｻ) 動物系固形不要物、(ｼ) ゴムくず、
(ｽ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
(ｾ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、
(ｿ) 鉱さい、(ﾀ) がれき類、(ﾁ) 動物のふん尿、(ﾂ) 動物の死体、(ﾃ) ばいじん、
(ﾄ) 処分するために処理したもの
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ　破砕による中間処理に係るもの

(ｱ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(ｲ) 紙くず、(ｳ) 木くず、
(ｴ) 繊維くず、(ｵ) 動植物性残さ、(ｶ) ゴムくず、
(ｷ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
(ｸ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、
(ｹ) がれき類
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

（続く）

許可番号　第０１２２００４２５８１号

（許可証の続き）

2　事業の用に供する全ての施設
　許可証別紙１及び２のとおり

3　許可の条件
　許可証別紙３のとおり

4　許可の更新又は変更の状況
　昭和６３年　９　月２２日　新規許可
　令和　８　年　５　月１５日　変 更 届（代表者の役職変更）
　令和　８　年１０月２８日　更新許可（優良認定）

5　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有・無

（以下余白）

許可番号　第　０１２２００４２５８１　号

許可証別紙１

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (施行令第７条第３号、第５号、第８号、第１３号の２) (令和２年３月３１日、第２０１９－２－４９９号)	混合　92.16ｔ/日(3.84ｔ/時×24時間) 燃え殻　36.00ｔ/日(1.50ｔ/時×24時間) 汚泥　92.88ｔ/日(3.87ｔ/時×24時間) 廃油　80.88ｔ/日(3.37ｔ/時×24時間) 廃酸　93.12ｔ/日(3.88ｔ/時×24時間) 廃アルカリ　93.12ｔ/日(3.88ｔ/時×24時間) 廃プラスチック類 43.44ｔ/日(1.81ｔ/時×24時間) 紙くず　93.12ｔ/日(3.88ｔ/時×24時間) 木くず　90.72ｔ/日(3.78ｔ/時×24時間) 繊維くず　74.16ｔ/日(3.09ｔ/時×24時間) 動植物性残さ 90.72ｔ/日(3.78ｔ/時×24時間) 動物系固形不要物 90.72ｔ/日(3.78ｔ/時×24時間) ゴムくず　55.68ｔ/日(2.32ｔ/時×24時間) 金属くず　36.00ｔ/日(1.50ｔ/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 36.00ｔ/日(1.50ｔ/時×24時間) 鉱さい　36.00ｔ/日(1.50ｔ/時×24時間) がれき類　36.00ｔ/日(1.50ｔ/時×24時間) 動物のふん尿 92.16ｔ/日(3.84ｔ/時×24時間) 動物の死体　84.48ｔ/日(3.52ｔ/時×24時間) ばいじん　36.00ｔ/日(1.50ｔ/時×24時間) 処分するために処理したもの 84.48ｔ/日(3.52ｔ/時×24時間) (令和２年６月８日)	1	千葉県野田市 西三ケ尾字溜台 ３４０番３、 ３４０番４の一部、 ３４０番１０、 ３４０番１１、 二ツ塚字溜井 ２９１番
破砕施設 (施行令第７条第７号、第８号の２) (平成１８年６月６日、第１８－１－２１１号)	混合　183.36ｔ/日(7.64ｔ/時×24時間) 廃プラスチック類 151.2　ｔ/日(6.3　ｔ/時×24時間) 紙くず　203.04ｔ/日(8.46ｔ/時×24時間) 木くず　135.36ｔ/日(5.64ｔ/時×24時間) 繊維くず　152.4　ｔ/日(6.35ｔ/時×24時間) ゴムくず　304.8　ｔ/日(12.7　ｔ/時×24時間) 金属くず　211.44ｔ/日(8.81ｔ/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 190.56ｔ/日(7.94ｔ/時×24時間) がれき類　317.28ｔ/日(13.22ｔ/時×24時間) (平成１９年２月２７日)	1	

(以下余白)

許可番号　第　０１２２００４２５８１　号

許可証別紙２

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 （許可年月日及び許可番号）	処理能力又は保管量 （設置年月日）	数量	設置場所
混合廃棄物破砕前 保管施設	４４２ ㎡ １７６８ ㎥	1	千葉県野田市 西三ヶ尾字溜台 ３４０番３、 ３４０番４の一部、 ３４０番１０、 ３４０番１１、 二ツ塚字溜井 ２９１番
混合廃棄物破砕後 保管施設	１５７ ㎡ １１０２ ㎥	1	
汚泥保管施設	２ ㎥ （蓋付タンク）	1	
廃油保管施設	２ ㎥ （蓋付タンク）	1	
廃酸保管施設	２ ㎥ （蓋付タンク）	1	
廃アルカリ保管施設	２ ㎥ （蓋付タンク）	1	
燃えがら保管施設	２５ ㎥ （コンテナ）	1	
ばいじん保管施設	２５ ㎥ （コンテナ）	1	
金属くず保管施設	２５ ㎥ （コンテナ）	1	

（以下余白）

許可番号　第　０１２２００４２５８１　号

許可証別紙３

許可の条件

(1) 地下水質に関する監視計画を整備し、地下水への汚水（廃棄物）の漏洩の有無等を確認するため、定期的に地下水のモニタリングを実施すること。
(2) 廃棄物の運搬車輌が地域の交通量に対し過大な負荷とならないよう、搬入搬出時間に配慮すること。
(3) 焼却施設の排ガスに対しては、常に環境保全対策を実施するとともに、その他環境への影響についても、安全で適正な維持・運営管理を行い、より一層周辺環境への影響の低減に努めること。
(4) 焼却施設の排ガスについては、産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画である硫黄酸化物について 42.895 ppm を、窒素酸化物について 105.66 ppm を、塩化水素について 302.4 mg/Nm^3 を、ばいじんについて 43.2 mg/Nm^3 を、ダイオキシン類について 0.729 ng-TEQ/Nm^3 を、それぞれ超過させないこと。
(5) 焼却処分により生じたばいじんの薬剤処理に当たっては、薬剤処理後のばいじんについて、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）」に定める基準に適合させること。
(6) 産業廃棄物の処理に当たっては、悪臭の発散を防止し、焼却施設の排出口における臭気指数を 33 以下とすること。
(7) 廃棄物の受け入れ及び保管に当たっては、廃棄物の種類や性状に応じた管理を適切に行うこと。
(8) 破砕選別棟内からの臭気の漏洩を抑制するため、許可申請書に添付した環境保全措置「５　悪臭の防止方法」を遵守すること。
(9) 産業廃棄物の中間処理に当たっては、囲い及び処理施設の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

（以下余白）